

令和4年10月1日から 有機同等性を利用して有機製品を輸出する際の ルールが変わります。

有機同等性を利用して輸出される有機製品に外国・地域の有機制度で定められているロゴマーク（外国格付の表示）を付す場合、登録認証機関から認証を受けることが必要となります。

表示できる外国格付の表示は？

有機同等性を利用して輸出される有機製品に付すことができる外国格付の表示は次のとおりです。

輸出先	米国	カナダ	E U
外国格付の表示			

- 外国格付表示業者の認証を取得した場合であっても、有機同等性に基づき外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることはできません。（外国の有機制度に基づく認証を取得している事業者は、当該外国の有機制度に基づき外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることができます。）
- 米国向けに輸出する製品に必要な表示である「Certified organic by ○○」等、有機のロゴマーク以外の表示は、外国格付の表示には該当しません。

どのような場合に認証が必要になるの？

有機同等性を利用して輸出される有機製品について、当該有機製品又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付す場合、登録認証機関から外国格付表示業者の認証を取得する必要があります。

なお、有機同等性を利用し有機製品を輸出する事業者であっても、外国格付表示を付さない場合は、外国格付表示業者の認証を取得する必要はありません。

経過措置はあるの？

これまで外国格付表示を付していた事業者は、令和4年12月31日までに外国格付の表示を付している有機製品の種類等を農林水産大臣に報告（※1）すれば、令和5年9月30日までの間は、引き続き有機同等性に基づき外国格付の表示を付すことができます。

令和5年9月30日以降も有機同等性に基づき外国格付の表示を付す場合は、それまでに外国格付表示業者の認証を取得する必要があります。

認証取得に関する詳細は登録認証機関（※2）にお問い合わせください。

※1 [届出様式リンク](#) ※2 [登録認証機関一覧リンク](#)



お問合せ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
食品製造課 基準認証室
ダイヤルイン：03-6744-7139